

弁護士会照会と金融機関の対応

名古屋高裁平成29年6月30日判決の理論と実務



小沢・秋山法律事務所 弁護士 香月裕爾

行うべき対応を検討する。

一 事案の概要と従前の判決

1 事案の概要

平成28年10月18日に下された愛知県弁護士会の照会請求に係る最高裁判決（注1）の差戻し判決が名古屋高裁から出された（名古屋高判平成29・6・30金融・商事判例1523号20頁）。本判決の争点は複数にわたるが、金融機関の弁護士会照会請求対応に係るポイントは、金融機関が報告することにより顧客等に生ずる不利益と報告を拒絶することにより犠牲となる利益の比較較量によって決せられるという点である。

本稿では、この点に絞って本判決を紹介し、本判決の判示した利益較量をもとに問題となり得る事案について、金融機関が

本件は、差戻し前相控訴人であった甲から、甲と乙との間の訴訟における訴訟上の和解に基づき、他人の財産に対する強制執行手続を受任した控訴人X（弁護士会）に所属するA弁護士が、Xに対し、①乙宛の郵便物についての転居届の提出の有無、②転居届の届出年月日、③転居届記載の新住所（居所）、④転居届記載の新住所（居所）

の電話番号（以下、「本件照会事項」という）について、Y（郵便事業株式会社、現在の日本郵便株式会社）に弁護士法23条の2第2項に基づく照会（以下、「23条照会」という）をすることを申し出（以下、「本件申出」という）、本件申出を適当と認めたXがYに対し、本件照会事項について、23条照会（以下、「本件照会」という）をしたところ、YはXに対し、本件照会に応じない旨を回答した（以下、「本件拒絶」という）ため、甲およびXが本件拒絶は不法行為に当たると主張して、Yに対し、損害賠償請求および遅延損害金の支払いを求めた事案である。

2 第1審判決

第1審判決は、本件拒絶は正当な理由を欠くが、Yに過失があるためとはいえないとして、甲およびXの請求をいずれも棄却したため両名が控訴した。

3 差戻し前の控訴審判決

差戻し前の控訴審において、Xは予備的請求として、Yが本件照会についてXに対し報告する義務がある旨の確認請求（以下、「本件確認請求」という）を追加した。これに対し、差戻し前の控訴審判決は、甲の請求は棄却したが、Xに対する原判決

山形大学「学金連携プラットフォーム」による企業支援

山形大学「学金連携プラットフォーム」世話人
山形大学 学術研究院（大学院理工学研究科主担当）教授 小野 浩幸

はじめに

2015年9月「平成27事務年度金融行政方針」のなかで、金融庁は「企業の価値向上、経済の持続的成長と地方創生に貢献する金融業の実現」を掲げ、融資にとどまらない直接的な企業支援のアクションを金融機関に求めている。

地域金融機関は、これまでも販路開拓を支援するビジネスマッチングなど、顧客である企業に対し本業支援活動に取り組んでいた。これらは、単独あるいは営業区域が競合しない金融機関同士の協力（例えば地区信用金庫協会など）で行われること

が多く、同一営業区域内の競合する金融機関が共同して直接的な企業支援を行う例は少ない。ましてや、金融セクターを越えて、例えば大学等と組んで、地域企業支援活動を行うことは稀である。

しかし、地方大学が中核となつて事務局機能を果たし、地域に本支店を置くほぼすべての金融機関が参加して、地域内外の専門家等を活用しながら、年間数百件から1000件以上の企業支援の具体的アクションをすでに10年以上継続している活動がある。それが、山形大学で行われている「学金連携プラットフォーム」である。筆者は、この活動の提唱者であり、創設者

であり、現在も世話人としての役割を果たしている。本稿では、この活動の概要、現在に至るまでの経緯、具体的支援事例等について紹介することとした。

一 学金連携プラットフォームの概要

山形大学「学金連携プラットフォーム」(以下、「プラットフォーム」という)は、山形大学内に事務局を置き、山形大学と山形県内に本支店を置く10の地域金融機関（3地方銀行、4信用金庫、3信用組合）と2つの政府系金融機関の山形県内の支店、それに中小企業支援を行う

1団体の合計14機関で構成される任意グループである（2017年8月現在。県の信用保証協会も会員中小企業を支援することを目的としてプラットフォームに参加していた時期があったが現在はオブザーバーとなっている）。名称を「プラットフォーム」としているのは、この活動が学びと実践の「場」の提供を目指したものだからである。

参加する機関それぞれが主体性をもって組織改革と企業支援活動を行うことを前提とし、プラットフォームはそれを積極的に支援することを使命としている。プラットフォームの活動は、主に次の2つによって構成される。1つは、金融機関職員に対

業種別解説

決算書分析のポイント

第1回 建設業



新日本有限責任監査法人 松山事務所 公認会計士
崎山 謙治

さきやま・けんじ ●2000年10月、公認会計士第2次試験に合格したのち、金融機関、一般事業会社ならびにJ-REITs等の不動産証券化商品の会計監査および証券化商品関連やIFRS関連のアドバイザー業務に従事。2013年7月に松山事務所に異動し現在に至る。

Q 業種の特徴

金融機関は融資に際して、取引先企業から様々な資料を預かり審査を行います。その中でも、最も重要な書類の一つとして、決算書が挙げられます。本連載では、金融機関の法人営業担当者が知っておくべき決算書を分析する際のポイントを業種別に解説してまいります。

1 建設業とは

建設業は、国土交通大臣または都道府県知事の許可を受けて土木・建築に関する工事を施工する業種のことをいいます。日本標準産業分類では、工事を総合的に請け負う総合建設業（ゼネコン）、部分的に請け負う個別工事業（サブコン）、設備部分を請け負う設備工事業の3つに分類しています。

工事発注者から直接工事を受注する業者を元請業者、元請業者から仕事を請け負う業者を下請業者といます。工事の請負

は、1次下請、2次下請、3次下請というように重層的構造を有しています。

2 ビジネスモデルからみた建設業の特徴

(1) 受注請負産業

建設業者は、発注者から工事を受注し、発注者の目的に応じて、建築物を企画設計・施工します。その建築物の種類、規模、構造ならびに工期は様々であり、同種の工事であっても全く同じ建築物はありません。

また、工期は、長いことが多く、受注から引渡しまで1年を超えるものも珍しくありません。その結果、建設業者は、物価変動などの影響を受けやすいという特徴を有しています。

(2) 重層的下請構造

建設工事は、様々な工事を組み合わせる形で実施し、工種も多種・多様です。元請業者は、工事を受注すると、工種ごとに専門の下請業者に外注します。さらに2次下請、3次下請と下請構造が広がります。

この重層的下請構造により、